

## H26年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年度4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成26年度東伊豆町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 29,070千円

(歳出)地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,296,528千円

(単位:千円)

区 分		平成 26年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	障害者福祉事業	310,152	213,577	0	2,279	94,296	3,763
	高齢者福祉事業	46,339	1,012	0	3,857	41,470	1,655
	児童福祉事業	339,386	214,947	0	28,131	96,308	3,843
	母子福祉事業	10,926	1,956	0	300	8,670	346
	小 計	706,803	431,492	0	34,567	240,744	9,607
社会保険	国民健康保険事業	132,518	58,803	0	0	73,715	2,942
	介護保険事業	170,809	0	0	3,876	166,933	6,662
	後期高齢者医療事業	194,427	26,799	0	4,661	162,967	6,504
	小 計	497,754	85,602	0	8,537	403,615	16,108
保健衛生	疾病予防対策事業	37,913	489	0	1,408	36,016	1,437
	救急医療対策事業	11,539	0	0	0	11,539	460
	健康診査相談事業	42,519	1,225	0	4,760	36,534	1,458
	小 計	91,971	1,714	0	6,168	84,089	3,355
合 計		1,296,528	518,808	0	49,272	728,448	29,070

※各施策への充当方法は、各施策経費の一般財源の割合により按分して算出しています。